

地域を活かし、地域に生きる

空き家・空き店舗を有効活用しませんか？



空き家を「売らうかな」「貸らうかな」と悩むの方！

空き家バンクに登録を！

現在、空き家バンクの利用希望に対し、登録物件の数が大変不足しています。

空き家の所有者で貸し出しが可能な方には登録をお願いすると同時に、皆さんの近所に空き家がある際には、所有者に登録を呼びかけるなどのご協力もお願いいたします。

☆空き家バンクへの登録方法

① 申込書の提出

「空き家バンク登録申込書」に必要事項を記入のうえ、企画財政課企画推進担当へ提出してください。(郵送可)

② 現地調査・登録

市が現地調査に伺い、物件の確認を行った上で、「空き家バンク」へ登録します。

③ 物件情報の公開

市ホームページ等を通じて次の物件情報を公開します。
・登録番号／賃貸又は売却の別／住所(字まで)／契約

方法／希望価格／建物等の概要(階数、構造等)／利用状況／設備状況／主要施設等までの距離／位置図及び間取り図(写真)

④ 物件の交渉

登録された物件に対して利用希望があった場合、市より物件所有者へ利用希望者の連絡先などを通知します。

物件交渉は、登録時に選択された契約方法により次のいずれかの方法で行われます。
◇当事者間で行う場合
物件所有者へ市から通知後、両者で交渉となります。

◇宅建協会の仲介を依頼する場合
物件所有者へ市から通知後、宅建協会登録の不動産業者が交渉を仲介します。(法律で定められた仲介手数料が発生します。)

※市は売買・賃貸の仲介など契約交渉の関与はしません。

※契約に関するトラブル等には、責任をもって「所有者等」と「利用希望者」の当事者間で解決をお願いします。

☆空き家を買いたい・借りたい方へ

「空き家バンク制度」の利用にあたっては、空き家に定住(定期的に滞在)すること、地域の活性化につながるよう、地域住民の方と協同して生活することが要件となります。その点をご理解いただいた上で、利用を希望される方々に情報提供いたします。

■申し込み・問い合わせ

企画財政課企画推進担当
(内線356)
※「登録申込書」「利用申込書」は企画財政課窓口または、市ホームページからダウンロードできます。

頑張るあなたを応援します！

商店街空き店舗対策事業費補助金

市では、商店街の活性化と活力あるまちづくりを推進するためまちなかの商店街にある空き店舗に出店される方に補助金を交付しています。

●対象事業

小売業・飲食業のほか商店街のイメージアップにつながる事業

●対象店舗

まちなかの指定エリア内にある店舗で、空き店舗として半年を経過したものの。

●補助額 家賃および店舗改装経費

・家賃 月額家賃の2分の1
(限度額 月額 5万円 1年間)
・店舗改装費 2分の1(限度額 50万円)
※その他詳細についてはお問い合わせください。

■問い合わせ

商工観光課商工労政担当

●これまでの補助実績

店舗名	業種
お茶の春木屋 本町一丁目	お茶販売
百文家 富士見一丁目	居酒屋
榊エスコ 本町一丁目	LED照明製造販売
小料理 比呂 水神一丁目	居酒屋
韓国料理 キムチ 富士見一丁目	韓国家庭料理
ピッコロ フィオレ 若宮三丁目	カフェ・喫茶店
NAN HOUSE 富士見一丁目	ネパール・インド料理
CLOVER 中央町	古着・エコショップ
ひよこ豆 中央町	カフェ・喫茶店
ランラン 中央町	犬の美容院・犬用品
古楽汰屋 中央町	居酒屋

(内線 215・216) 平成 26 年 12 月末現在